

平成 12 年 3 月 29 日

モデル「指定短期入所生活介護」重要事項説明書

全社協「福祉サービスの契約及び情報提供のあり方に関する検討会」

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(〇〇県指定 第〇〇号)

当事業所はご契約者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◆◆目次◆◆

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	1
3. 職員の配置状況	3
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
5. 苦情の受付について	7

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 〇〇〇〇〇会
(2) 法人所在地 〇〇県××市△△町◇丁目▽番地
(3) 電話番号 〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
(4) 代表者氏名 理事長 〇〇 〇〇
(5) 設立年月 昭和〇年〇月〇日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定短期入所生活介護事業所・平成〇年〇月〇日指定
〇〇県〇〇号
※当事業所は特別養護老人ホーム〇〇園に併設されています。
- (2) 事業所の目的
(3) 事業所の名称 〇〇〇〇〇〇
(4) 事業所の所在地 〇〇県××市◇◇町◇丁目▽番地

平成 12 年 3 月 29 日

モデル「指定短期入所生活介護（ショートステイ）」利用契約書

全社協「福祉サービスの契約及び情報提供のあり方に関する検討会」

◇◆目次◆◇

第一章 総則	第五章 損害賠償（事業者の義務違反）
第 1 条（契約の目的）	第 13 条（損害賠償責任）
第 2 条（契約期間）	第 14 条（損害賠償がなされない場合）
第 3 条（短期入所生活介護計画の決定・変更）	第 15 条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）
第 4 条（介護保険給付対象サービス）	第六章 契約の終了
第 5 条（介護保険給付対象外のサービス）	第 16 条（契約の終了事由、契約終了に伴う援助）
第 6 条（契約期間と利用期間）	第 17 条（契約者からの中途解約）
第二章 サービスの利用と料金の支払い	第 18 条（契約者からの契約解除）
第 7 条（サービス利用料金の支払い）	第 19 条（事業者からの契約解除）
第 8 条（利用の中止、変更、追加）	第 20 条（精算）
第 9 条（利用料金の変更）	第七章 その他
第三章 事業者の義務	第 21 条（苦情処理）
第 10 条（事業者及びサービス従事者の義務）	第 22 条（協議事項）
第 11 条（守秘義務等）	
第四章 契約者の義務	
第 12 条（契約者の施設利用上の注意義務等）	

平成 12 年 3 月 29 日

モデル「指定短期入所生活介護（ショートステイ）」利用契約書(三者契約)

全社協「福祉サービスの契約及び情報提供のあり方に関する検討会」

◇◆目次◆◇

第一章 総則	第五章 損害賠償（事業者の義務違反）
第 1 条（契約の目的）	第 14 条（損害賠償責任）
第 2 条（契約期間）	第 15 条（損害賠償がなされない場合）
第 3 条（短期入所生活介護計画の決定・変更）	第 16 条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）
第 4 条（介護保険給付対象サービス）	第六章 契約の終了
第 5 条（介護保険給付対象外のサービス）	第 17 条（契約の終了事由、契約終了に伴う援助）
第 6 条（利用者等への説明）	第 18 条（契約者からの中途解約）
第 7 条（契約期間と利用期間）	第 19 条（契約者からの契約解除）
第二章 サービスの利用と料金の支払い	第 20 条（事業者からの契約解除）
第 8 条（サービス利用料金の支払い）	第 21 条（精算）
第 9 条（利用の中止、変更、追加）	第七章 その他
第 10 条（利用料金の変更）	第 22 条（苦情処理）
第三章 事業者の義務	第 23 条（協議事項）
第 11 条（事業者及びサービス従事者の義務）	
第 12 条（守秘義務等）	
第四章 契約者及び利用者の義務	
第 13 条（利用者の施設利用上の注意義務等）	